

滋賀県へ修学旅行でお越しのみなさまへ
～新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ～

修学旅行にて滋賀県内に滞在中、生徒に発熱等の症状が発生

1. 旅行先近くの診療所等へ受診前に必ず電話等で相談してください
→「医療ネット滋賀」を参考
(医療機関の検索サイト)

スマホ



ガラケー

2. 相談先・受診先に迷った場合は下記へ電話等で相談してください

受診・相談センター(旧帰国者・接触者相談センター)にて
発熱患者等を診療する医療機関等(診療・検査機関等)を案内

<大津市以外> TEL 077-528-3621

FAX 077-528-4865

E-mail coronasoudan@shigaken.net

<大津市> TEL 077-526-5411

FAX 077-525-6161

E-mail hoken@city.otsu.lg.jp (ともに毎日24時間)

3. 電話等で相談後、診療所等を受診する際は、
① 診療所の指定する方法で受診してください。
② 受診時には感染予防の徹底をお願いします。

4. 受診

医師の判断により検査等を実施

5. 検査結果により陽性となった場合は、
医師および保健所の指示に従ってください。